静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月27日

静岡県人事委員会委員長　　小　川　良　昭

静岡県人事委員会規則７－1288

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第１条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則７－104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤勉手当の成績率） **第14条**　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。 ⑴　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　100分の200（給与条例第20条第２項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の240） ⑵　定年前再任用短時間勤務職員　100分95（特定幹部職員にあつては、100分の115）	（勤勉手当の成績率） **第14条**　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。 ⑴　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　100分の210（給与条例第20条第２項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の250） ⑵　定年前再任用短時間勤務職員　100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第２条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤勉手当の成績率） **第14条**　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。 ⑴　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　100分の210（給与条例第20条第２項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の250）	（勤勉手当の成績率） **第14条**　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。 ⑴　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　100分の205（給与条例第20条第２項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の245）

⑵　定年前再任用短時間勤務職員　100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）	⑵　定年前再任用短時間勤務職員　100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

2　第１条の規定は、令和５年12月１日から適用する。